

議案第44号

財産（土地）の交換について

次のとおり財産（土地）を交換するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 交換に供する財産

北上市村崎野21地割47番 2	840.66平方メートル
北上市村崎野21地割48番 2	2,074.52平方メートル
北上市村崎野21地割50番 1	1,517.05平方メートル
北上市村崎野21地割51番 5	742.36平方メートル
北上市村崎野21地割59番 6	940.75平方メートル
北上市村崎野21地割59番 7	296.88平方メートル
北上市村崎野21地割62番 2	815.74平方メートル
北上市村崎野21地割165番	393.72平方メートル
北上市成田26地割76番 2	46.38平方メートル
北上市成田26地割135番	19.83平方メートル
合計	7,687.89平方メートル

2 交換により取得する財産

北上市村崎野21地割49番 2	3,322.88平方メートル
北上市村崎野21地割57番 2	2,537.96平方メートル
北上市村崎野21地割66番 4	2,681.63平方メートル
合計	8,542.47平方メートル

3 交換の相手方

東京都品川区小山一丁目3番26号

大陽日酸株式会社

代表取締役 永 田 研 二

4 交換差金の支払額

8,545,800円

令和6年9月5日提出

北上市長 八重樺 浩 文

提案理由

北上工業団地整備事業の用地を取得するため、財産を交換しようとするものである。